平成２１年（フ）第８５１号
仙台市青葉区栗生３丁目14番地の４
債務者　佐藤　治枝
1　決定年月日時　平成21年６月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月24日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２１年（フ）第８５３号
宮城県多賀城市伝上山３丁目10番31号　コーポスズクニ101号
債務者　小野寺一正
1　決定年月日時　平成21年６月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月24日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２１年（フ）第２３５号
秋田市横森２丁目15番２号
債務者　大髙知津子
1　決定年月日時　平成21年６月23日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月24日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第２３９号
秋田市中通６丁目15番13号　サウスアベニューＫＧ202号
債務者　八木　英里
1　決定年月日時　平成21年６月24日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月24日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第８０号
秋田県大館市粕田字上羽立東85番地１
債務者　岩谷　里恵（旧姓安藤）
1　決定年月日時　平成21年６月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月24日まで
秋田地方裁判所大館支部

平成２１年（フ）第２０３号
福島市南町243―１　南町ハイツ304、住民票上の住所福島市渡利字大久保19番地の１
債務者　高橋　広美
1　決定年月日時　平成21年６月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月24日まで
福島地方裁判所

平成２１年（フ）第６６号
茨城県筑西市乙1041番地　メゾンツルミ１号棟１－Ｃ、前住所茨城県筑西市下中山301番地４
債務者　底　　典子（旧姓髙山）
1　決定年月日時　平成21年６月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月24日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２１年（フ）第８０号
茨城県下妻市長塚126番地１　コーポ砂沼Ａ101、前住所茨城県常総市向石下896番地１ミノワツクバハイツ202
債務者　下村　晴佳（旧姓淺井）
1　決定年月日時　平成21年６月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月24日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２１年（フ）第１１３号
茨城県猿島郡境町大字伏木40番地８、前住所東京都小金井市桜町２丁目７番15号　第二田中荘202
債務者　風見　篤史
1　決定年月日時　平成21年６月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月24日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２１年（フ）第１１７号
茨城県古河市諸川1604番地２　サンモールＣ―101
債務者　古川　寿一
1　決定年月日時　平成21年６月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月24日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２１年（フ）第１１８号
茨城県古河市諸川1604番地２　サンモールハイツＣ棟101
債務者　池田美智子
1　決定年月日時　平成21年６月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月24日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２１年（フ）第１１９号
茨城県古河市水海2681番地１　ラフォーレＡ101号、前住所茨城県古河市水海2681番地１ラフォーレＢ棟103号
債務者　前野　富男
1　決定年月日時　平成21年６月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月24日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２１年（フ）第１２３号
茨城県筑西市海老ケ島2198番地
債務者　髙田　　剛
1　決定年月日時　平成21年６月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月24日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２１年（フ）第１２４号
茨城県筑西市関本上1405番地、前住所茨城県筑西市女方300番地９
債務者　野口　泰孝
1　決定年月日時　平成21年６月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月24日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２１年（フ）第１２７号
茨城県結城市新福寺２丁目９番地１　山田住宅６号棟、前住所茨城県筑西市下中山３番地
債務者　谷口久美子
1　決定年月日時　平成21年６月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月24日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２１年（フ）第１２８号
茨城県結城市大字結城11531―12、住民票上の住所茨城県筑西市関本上1405番地
債務者　野口　耐子
1　決定年月日時　平成21年６月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月24日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２１年（フ）第４８１号
千葉県船橋市坪井町724番地104
債務者　町田英一郎
1　決定年月日時　平成21年６月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月24日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係